

# 第15回 八頭町自治基本条例（仮称）策定委員会 会議録（概要）

日時：平成21年11月27日（金） 19：30～

場所：八頭町役場 本庁舎 2階 第1・2大会議室

## 1. 開 会

## 2. 委員長あいさつ

## 3. 検 討

### ■ 条例素々案について

＝ 「前文」、「行政」、「町民」について、検討、協議を行った。

#### (1) 「前文」について

##### 【 主な意見 】

##### <委員長>

＝ 前文については、前回は、事務局が作成した検討用資料を基に検討した。

今回は、前回の意見を反映させた修正版について検討したい。

（※ 細かな表現等について意見あり。）

今回の意見を踏まえ、事務局にさらに修正してもらい、次回最終検討したい。

#### (2) 「行政」について

##### 【 主な意見 】

##### <委員長>

＝ 「行政」については、前回は、「町長の責務」や「職員の責務」を検討した。今回は、「行政運営」について検討したい。

≫ 行政運営における町民の関わりとしてはどうなるのか。

##### <委員長>

＝ 町民の関わりという部分では、「行政評価の公表」など、町民に内容を

示すことが挙げられる。俗に言う透明化という部分。

また、事業や制度を分かりやすく説明するなどの説明責任もある。説明責任については、素々案では、情報共有の部分で条文化してあるが、「行政の責務」の第21条で、さらにうたうこともできる。

- ≫ 行政用語というか、専門的な言葉が使っているため、町民にとってみれば、分かりにくい文章かもしれない。

#### <事務局>

= 法律に基づいて行うべき制度についての条文であるので、専門的な用語も使用しており、確かに分かりづらさかもしれない。ただ、分かりやすい言葉に替えると、本来の意味合いが伝わらない可能性もある。

条文としては、このままにしておいて、逐条解説の部分で分かりやすく説明するという方法もある。

#### <委員長>

= 行政については、概ねこの条文で良いと思うが、意見があれば、次回検討したい。(=承認)

### (3) 「町民」について

#### 【主な意見】

- ≫ 事業者も「町民」として定義してあるが、やはり、個人としての町民と事業者を分けることができないかと思う。事業者と個人としての町民は、実質的に異なるものだと思うが、どうか。

#### <委員長>

= 実質的、社会的には、確かに、事業者は法人であり、個人とは全く違う。ただ、この条例では、そういった違いではなく、「まちづくりにおける役割の違い」を考える必要がある。まちづくりにおいて、事業者に個人としての町民とは違う役割を担わせるのであれば、分ける必要があるが、その必要もないように思う。いずれも、まちづくりに参画し、協働してまちづくりを行っていく役割に変わりはない。

また、分けることで、他の条文中の表現を「町民と事業者は、・・・」とする必要がある、読みづらい条例になることも確かである。他の委員の皆さんの意見はどうか。

- ≫ 「個人も事業者も全て町民」と定義することでいいと思うが。
- ≫ 私は、普段、「個人として」と「事業者として」という二役を分けている。
- ≫ 事業者でなくても、PTAや団体の役員をしている人は、個人としてだけでなく、団体の一員としても参画している。
- ≫ 分けるのではなく、「個人として」も「事業者として」も、両方の立場で参画していくということでもいいと思うが。分けることで、町民というものを無理矢理分けることになるので、1つの町民として括った方がいいと思う。

#### 【 検討結果 】

= 個人も事業者も「町民」として定義する。

#### (4) その他の条文について

##### 【 主な意見 】

- ≫ 今まで八頭町は、人権というものをいろいろと積み重ねてきた。また、人権というものをお互いに尊重し合うことで、はじめて個々が尊重されたまちづくりができると思うので、「人権」という言葉を入れた方がいいと思う。

##### <委員長>

= 人権というものは、当然に守られるべきものであるのは確かである。しかし、法律的にみても人権というものは、多義的なものであるなので、条文として入れることはそぐわないように感じる。表現の問題だと思う。

「お互いに尊重し合う」という表現で条文化しているので、その方がいいと思うが。

- ≫ 「お互いに尊重し合って、まちづくりを行う」という表現でいいと思う。
- ≫ 八頭町が、旧町時代から人権学習を進めてきていて、人権尊重という言葉になじみがあるのも確かだと思う。

##### <委員長>

= 八頭町として、そちらの方が受入れやすいというのであれば、それでも良い。

##### <事務局>

= 前文に「〇〇のまち」といった「まちのあるべき姿」が述べられているが、その部分で表現する手段も考えられる。

また、素々案では、総則の第3条に「まちの目標」ということで、まちのあるべき姿を敢えて前文とは分けて条文化している。まちのあるべき姿を委員案のように前文で規定するのであれば、分ける必要はないように思う。その点も検討していただきたい。

<委員長>

= 前文の検討と併せて、次回検討したい。

#### 4. その他

##### ■ 条例名称について

【主な意見】

≫ 素々案では、条例の名称が「自治基本条例」となっているが、もっとなじみやすい名称にしてはどうか。

<委員長>

= 「まちづくり条例」や「町民まちづくり条例」など、分かりやすい表現を採用することもできる。

≫ 高知市の条例は、「市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例」という名称で分かり易い。

<事務局>

= 名称もこの委員会で考えていただきたいと思っている。ただ、「最高規範である」ということも少なからず考慮する必要があると思う。正式な条例名としては「自治基本条例」とし、啓発的な意味合いとして、なじみやすい名称を別に愛称として設けることもできる。

≫ 愛称として募集してはどうか。町民に馴染みのあるものとすることで、条例を知ってもらうきっかけになるかもしれない。

<事務局>

= 愛称については、検討させていただきたい。

※ 次回は、次の事項について検討、協議を行う。

- ① 「前文」について
- ② 「町民」について

- ③ 「総則」について
- ④ 「住民投票」条文の確認

## 5. 閉 会

以 上。